

様式第十一号の二（第十九条関係）（平8建令1・全改、平12建令41・平26国交令79・一部改正）

標 識

宅地建物取引業者票（代理・媒介） この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所で分譲する宅地建物の内容を表示しています。				
免 許 証 番 号	国土交通大臣 （ ） 第 号 知事			
免 許 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
商 号 又 は 名 称				
代 表 者 氏 名				
この場所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名				
主たる事務所の所在地	電話番号（ ） —			
この場所における業務の内容	業務の態様	契約の締結・契約の申込みの受理等		
	取り扱う宅地建物の内容	名 称		
		所在地		
売 主	商号又は名称		免許証番号	国土交通大臣 （ ） 第 号 知事

← 35cm以上 →

↑ 45cm以上 ↓

備 考

本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。

「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」